

2008年6月6日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号 8604
東証・大証・名証第一部

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(以下「当社」、執行役社長兼 CEO:渡部賢一)は、本日開催の経営会議()において、ストック・オプションの目的で発行する新株予約権の内容を、下記の通り決定した。

()経営会議はCEO、COO、部門CEO、その他CEOが指名する者によって構成される当社の機関であり、取締役会決議により新株予約権の発行を含む重要な業務の決定を委任されている。なお、当社の取締役・執行役への個人別の新株予約権の割当ては、報酬委員会の決定にしている。

記

1. 発行する新株予約権

(1)第20回新株予約権(当社の取締役、執行役及び使用人を対象)(1)

(2)第21回新株予約権(当社の子会社の取締役、執行役及び使用人を対象)(2)

(1) 第20回新株予約権は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づいてストック・オプションの目的で発行するものである。

(2) 第21回新株予約権は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年6月27日開催の当社第103回定時株主総会によって募集事項の決定の委任を受けた範囲で、ストック・オプションの目的で新株予約権の発行を行うものである。

2. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

第20回及び第21回新株予約権は行使価額を1株当たり1円とするもので、当社及び当社の子会社の取締役・執行役及び使用人を対象に現金報酬の一部に代えて割り当てる。

付与後2年間、権利行使を制限することで、以下の効用を期待している。

- (1) 当社の子会社の取締役、執行役及び使用人の報酬の一部に、延べ払い的な要素を取り入れることにより、優秀な人材を中長期的に確保する。
- (2) 当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人の報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図る。
- (3) 異なる部門・地域で働く当社及び当社の子会社の取締役、執行役及び使用人に共通のインセンティブ・プランを提供することにより、グループ全体の業績や信頼の向上に資する。

3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

(1)当社の取締役・執行役に割り当てる予定の新株予約権の状況

名称	取締役及び執行役(社外取締役を除く)			社外取締役		
	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)
第20回新株予約権	16	1,383 (1)	138,300	3	90 (2)	9,000

(1) 一人当たりの割当数は30～168個

(2) 一人当たりの割当数は30個

(2)使用人等に割り当てる予定の新株予約権の状況

名称	当社の使用人			当社の子会社の取締役、執行役及び使用人		
	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)	人数(名)	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる普通株式の数(株)
第20回新株予約権	1	50	5,000			
第21回新株予約権				227	7,777 (3)	777,700

(3) 一人当たりの割当数は2～330個

なお、当社の取締役、執行役及び使用人に対して付与する第20回新株予約権については職務と対価性のある報酬の支払いと整理され、会社法第238条第3項第1号に規定する「特に有利な条件」による付与に該当しない。

また、上記の個数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とする。

新株予約権の発行要領

	第 20 回	第 21 回
(1) 割当の対象者	当社の取締役、執行役及び 使用人 合計 20 名	当社の子会社の取締役、執 行役及び使用人 合計 227 名
(2) 新株予約権の総数	1,523 個	7,777 個
(3) 新株予約権の行使に際 して出資される財産の価 額又はその算定方法	1 株当たり 1 円	
(4) 新株予約権の目的であ る株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たり当社普通株式 100 株 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当 社が定める方法により、本新株予約権 1 個当たりの目的で ある株式の数(付与株式数)の調整を行う	
(5) 新株予約権の払込金額 又はその算定方法	新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない	
(6) 新株予約権の行使期間	平成 22 年 6 月 24 日～平成 27 年 6 月 23 日	
(7) 新株予約権の行使条件	<p><1>1 個の新株予約権の一部の行使でないこと</p> <p><2>新株予約権者が、新株予約権の割当日から権利行使 期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又 は使用人たる地位を有していること なお、別途定める事由(欄外注)に該当する場合を除 き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地 位を失った場合、新株予約権は消滅する</p> <p><3>行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基 づく諭旨解職もしくは懲戒解職の決定又はこれら に準ずる事由がないこと</p>	
(8) 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合に おける増加する資本金及 び準備金の額	<p><1>増加する資本金の額 会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金 等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる</p> <p><2>増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額</p>	

(9) 新株予約権の取得に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができる
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	上記(9)に記載のとおり
(12) 新株予約権の割当日	平成 20 年 6 月 23 日
(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い	新株予約権証券は発行しない

(注) 任期満了による退任、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇(整理解雇)等が定められている。

- <ご参考> 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 19 年 5 月 15 日
 2. 第 103 回定時株主総会の決議日 平成 19 年 6 月 27 日

以 上